

発災後の対応

巨大地震や津波により、けがを負ったり、自宅が損壊したりする可能性があります。

沼津市では、各地区センターなどに軽症患者の治療を行う救護所を開設するなど医療救護体制を整えるとともに、安全が確認された学校などの公共施設を中心に避難所を開設します。

避難所では自主防災組織が中心になり、自助、共助、公助の考えのもと、みんなで助け合いながら、運営を行っていきましょう。



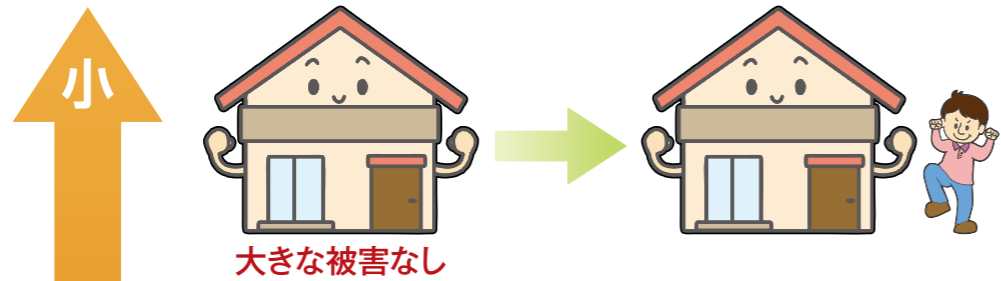
平成23年東日本大震災 岩手県宮古市の避難所

助け合いの心を持つ

生活

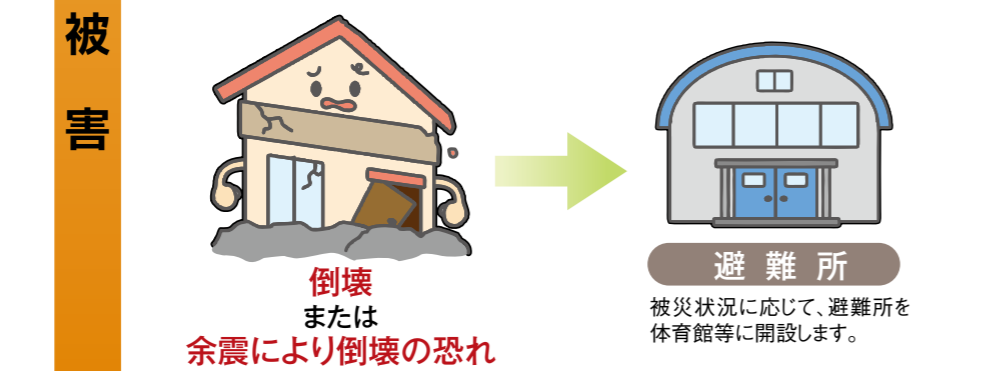
自宅に住めない人は避難所へ

被害の大きさによっては避難所に多くの人が集まり、運営に支障をきたしたり、混乱を招く恐れがあるため、可能な方は自宅での生活をお願いします。



自宅で生活して下さい

ただし、水道・ガス・電気が停止している場合、食料が不足する場合には、最寄りの避難所で支援を受けましょう。



避難所での生活となります

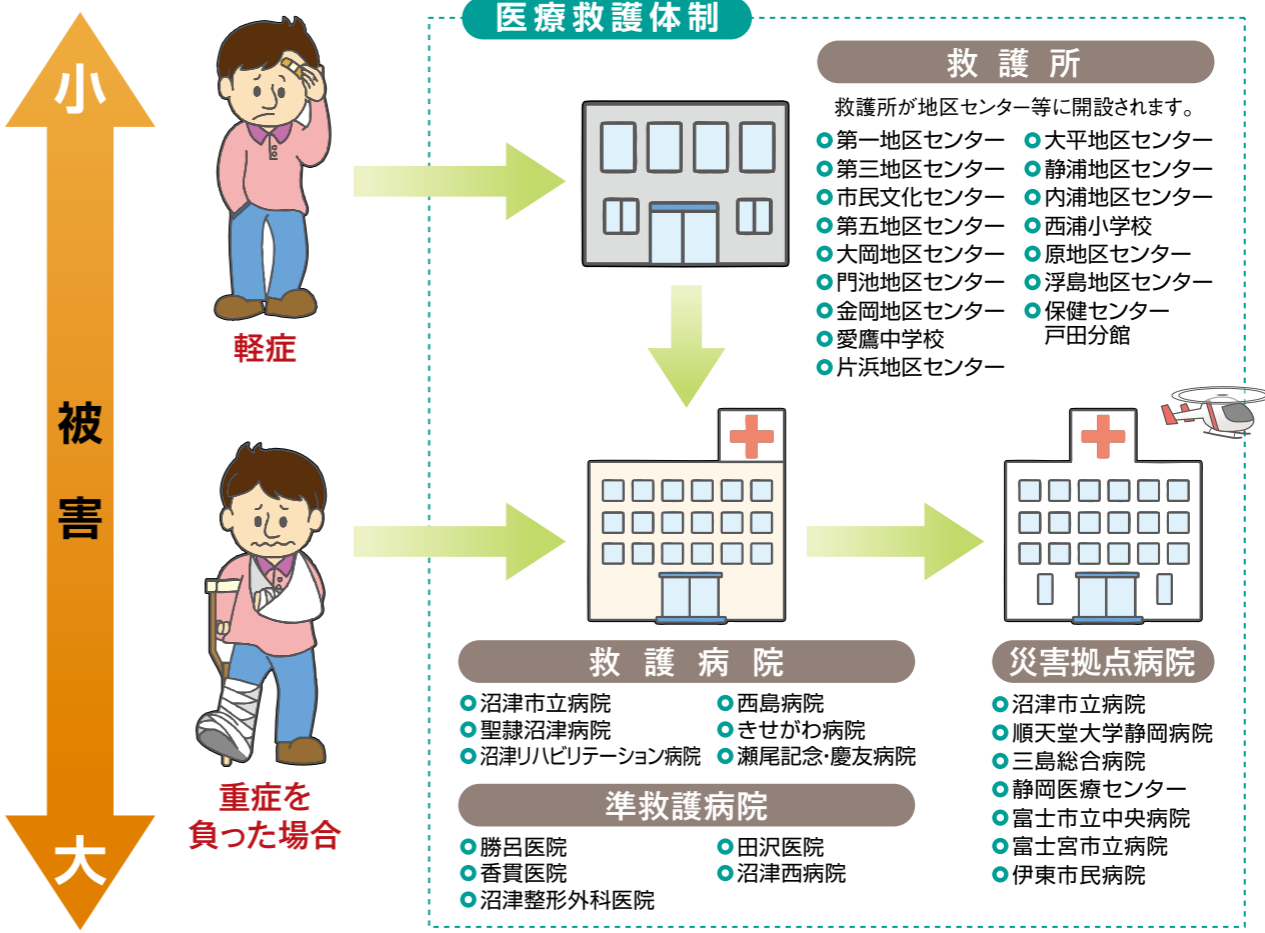
自主防災組織等を中心に、避難者が助け合いながら運営することになります。みんなが少しでも快適に過ごせるようにしましょう。

- 機能** 一時居住・給食・給水・応急救護・地域情報の収集
- ➡ 避難所の一覧は裏表紙に掲載しています。

救護

ケガ・病気の方は医療救護施設へ

発災後、混乱が想定される中においても、適切な医療活動の実施に努めます。



詳しくは沼津市健康づくり課 ☎951-3480までお問い合わせ下さい。

平成27年 4月現在

一口メモ

沼津市は、地震・津波により被災した場合、災害対策本部を設置し、各種施策の実施や自主防災組織と連携して、市民の安全確保、被害の拡大防止に努めます。

また、状況に応じて自衛隊が派遣されるほか、災害時相互応援に関する協定を結ぶ都市に応援要請を行います。なお、災害時相互応援に関する協定は東海地震による被害が軽微と予想される関東・北陸・近畿地方の都市を含む市・区・町と結んでいます。(平成27年4月現在)